議案第38号

公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園）について

次のとおり地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第２４４条の２第６項の規定により、本議会の議決を求める。

平成１７年１２月６日

鳥取県知事　片　山　善　博

１　公の施設の名称　鳥取県立鹿野かちみ園
　　鳥取県立鹿野第二かちみ園

２　指定管理者　鳥取市立川町六丁目１７６番地
　　社会福祉法人鳥取県厚生事業団
　　理事長　西　原　昌　彦

３　指定の期間　平成１８年４月１日から平成２１年３月３１日まで

４　理由　鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、社会福祉法人鳥取県厚生事業団を指定管理者として指定しようとするものである。